

佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例運用マニュアル

令和6年9月

佐世保市環境部

はじめに

廃棄物の適正処理について定めた環境行政の規範法となる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）では、その第16条において「何人も廃棄物をみだりに捨ててはならない。」と規定しており、本市においては、空き缶等の散乱防止（以下「散乱防止」という。）、緑化の推進による「快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくり」に資することを目的に、「佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例」（平成6年7月条例第30号。以下「条例」という。）を制定している。

従前の条例では、飲料水等の販売を行う事業者が自動販売機を設置する場合、それを利用する消費者が当該飲料水等の容器を散乱させることに繋がることのないよう、その事業者に対し、散乱防止の啓発や回収容器の設置及びその適正な管理を求めることを主眼としていたものを、時代と共に市民の環境美化に対する意識や、環境マナー意識が変遷していく中で、条例目的実現のための実効性を高める必要に迫られているとの判断のもと、令和6年7月に条例の一部改正を行ったものである。

今回の条例改正では、市民等に対し「市民等の責務」として、屋外の指定された場所以外での飲食、喫煙行為については、法第16条の規定に即した行動となるよう配慮を求め、散乱を未然に防止する必要があると認められる区域においては、「散乱防止区域」として指定できる旨の要件を追加し、当該区域内の土地占有者等に対する散乱防止対策の実施とその適正な管理の義務化を追加するなど、改正を行ったところである。

特に改正条文の意義、解釈、運用については、市民等に誤解、混乱を生じさせることの無いよう、条例の適正かつ的確な運用を図る必要があることから、本マニュアルを整備することとしたものである。

本マニュアルでは、都度条例改正を行った条文を中心にその解釈、運用方法、基準等について記述を行っていくこととするが、実際に条例を運用していく中で、他に疑義、運用上の問題が生じた場合には、本マニュアル記載内容について適宜加除修正を行い、条例の円滑な運用に向け本マニュアルの充実を図っていくこととしたい。

令和6年9月
環境部廃棄物指導課

佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例運用マニュアル

佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例の運用にあたり以下のとおりマニュアルを定める。

1 用語・定義

本マニュアルで使用する用語及びその定義は以下のとおりとする。

法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条例	佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例
規則	佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例施行規則
「市民等」などその他の用語	条例第2条の規定に同じ。

2 運用

1	
条例項目・条番号	条文
(市民等の責務) 条例第4条第2項	市民等は、土地占有者等が指定した場所を除き、屋外での飲食及び喫煙をしないよう努めなければならない。

●意義・解釈

- 1 本条文は、市民等の屋外での飲食及び喫煙という行為そのものを制限するものではなく、このような行為による結果が散乱につながる可能性があることを抑止するための意図である。
- 2 「土地占有者等が指定した場所」とは、当該土地占有者等が、予め案内板などを用いて指定の場所として周知することを求めるものでなく、例えば公園であればベンチや休憩施設等を含む公園全体、飲食物の出店イベントであれば、会場内全体など飲食等を行うことが想定された施設などは「指定した場所」である。
また、これ以外にも、土地占有者等が飲食等を禁止としていない場所であれば、「土地占有者等が指定した場所」と解釈できる。
- 3 条例の目的である「快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに資する」こと及び法16条（不法投棄）に反する行為でなければ、積極的に本条文を適用させるものではない。

●具体的運用

下記の内容で行われる屋外での飲食等であれば本条第2項に違反していることとはならない。

- ① 土地占有者等が飲食等を禁止している場所での行為ではない。
- ② 飲食等の行為により発生する廃棄物を自身が携行するごみ収納袋や携行灰皿に収納する、又は管理者等により設置されたごみ箱や灰皿などにより適正に処分する意思がある。

飲食等の行為により発生する廃棄物を適正に処理する様子が認められない場合には、本条項に基づく努力義務を課すものとするほか、悪質性が高いと判断される場合には法16条による不法投棄事案として対処を行うこととする。

●留意点

上記の意義・解釈及び具体的運用を踏まえ、市民等が行う屋外での飲食等の行為について市内全域かつ無条件に努力を求めるものではなく、全ての市民等が法及び条例の目的に沿った、社会通念上節度のある飲食等の行為であれば本条文を積極的に適用しないよう留意する。

2	条例項目・条番号	条文
	(散乱防止・緑化推進区域の指定) 条例第7条第1項	市長は、散乱防止・緑化による景観の保全を推進する必要がある、又は空き缶等の散乱を未然に防止する必要があると認められる地域を、散乱防止・緑化推進区域として指定することができる。

●意義・解釈

本条文は、必要と認められる地域を「散乱防止・緑化推進区域」として指定できることを規定してあるものであるが、条文前段の「散乱防止・緑化による景観の保全を推進する必要」とは、現に空き缶等の散乱が発生している地域又は緑化により景観の保全を推進する必要があると認められる地域、後段の「空き缶等の散乱を未然に防止する必要があると認めらる地域」とは現時点では空き缶等の散乱は発生していないものの、様々な事由により今後散乱が懸念される地域と解釈する。

● 具体的運用

1 散乱防止・緑化推進区域として指定できる要件

- ① 「散乱防止・緑化による景観の保全を推進する必要があると認められる地域」とは、以下の要件のいずれかに該当するものであることを要する。
 - ア 不特定多数の人物により空き缶等の散乱が継続的に繰り返される場所であり、当該場所の土地管理者等へ対策を求めたが相応の対応が実行されない地域。
 - イ 地域性や地理的要因、景観の観点から、土地占有者等へ緑化義務を課す必要があると認められる地域。
- ② 「空き缶等の散乱を未然に防止する必要があると認められる地域」とは、以下の要件のいずれかに該当するものであることを要する。
 - ア 従来まで回収容器や吸い殻入れなどの設備が備え付けられていた場所において、その後当該設備が撤去された場合などに、不法に散乱が発生する可能性があるとして認められる地域。
 - イ 外国人観光客など旅行者が集中する場所で、文化や風習の違いから本市の散乱防止対策が十分に発揮できないことが予測される地域。
 - ウ 多くの市民が飲食等をできる屋外施設などにおいて、当該施設の土地占有者等が回収容器等の対策を行っていないため散乱が懸念される地域。
 - エ 夜間又は路地など多くの人目に触れない場所であるために特に散乱の可能性が危惧される地域。
 - オ 「観光の振興」、「健康増進」等、市の掲げる施策に合致、又は有益であると判断できる地域。

2 散乱防止・緑化推進区域指定を行うことができる範囲

指定する区域については、条例の目的である「快適な生活環境の創造」の実現実効性に鑑み、交通ターミナル施設や公共公益施設、医療福祉関係施設等といった本市都市機能の集積がみられる佐世保市役所周辺部からＪＲ佐世保駅周辺部に至る国道、西九州道高架下県道沿線の各町内を指定可能範囲とする。

それ以外の区域における散乱防止・緑化推進については、従来どおり法、条例に則って対処する。

3 散乱防止・緑化推進区域指定範囲の決定

- ① 区域を指定する必要性が生じた場合には、副市長を長とする環境部長を含む関係部局長会議（以下「区域指定会議」という。）で次のことについて決定を行う。
 - ア 区域指定の理由、必要性、指定の具体的な範囲
 - イ 指定開始日
 - ウ その他区域指定に関して必要な事項
- ② 区域指定会議では、規則第4条で定める当該地域の住民その他関係団体等の意見の聴取結果についても協議を行う。
- ③ 上記の当該地域住民その他関係団体等に反対意見が含まれる場合は、その対応方法などの方向性を本会議で示されない場合は、下記の②以降の手順には進めない。

4 区域指定の事務手続き

- ① 区域指定会議で決定された事項をもとに、条例及び規則に従い環境部で区域指定にかかる事務手続きを進める。
- ② 環境部で事務手続きを進めるにあたり、区域指定会議の決定事項に不備や疑問が生じる場合は、関係部局などへ補足資料の提出や調査などに関して協力を求めることができる。
- ③ 区域指定会議では議論されなかった重要な問題や懸念点があると認められる場合は、環境部部長は再度の区域指定会議の開催を求めることができる。

●留意点

- 1 区域の指定条件については、本マニュアルに記載している要件に該当することが必要であり、単に「人通りが多いから」、「中心市街地だから」などの曖昧な理由では不足する。
- 2 区域指定にあたっては、当該区域の土地占有者等の関係者と十分に協議を行い、慎重にその判断を行うことが必要。
- 3 現に散乱が顕著であり、その内容が重大・大規模・悪質・継続的である場合には、区域指定による改善ではなく、刑事告発を行い、法による手順で解決を図ることを検討する。

3	
条例項目・条番号	条文
(回収容器の設置及び散乱防止対策) 条例第10条第2項	第7条第1項の規定により散乱防止・緑化推進区域として指定された区域内において、土地占有者等は、当該区域内で散乱防止対策を講ずるとともに、その効果が十分に発揮されるように適正に管理しなければならない。

●意義・解釈

- 1 第7条第1項により指定された区域内（以下「指定区域」という。）の全ての土地占有者が個々に全ての種類（空き缶、吸い殻など）に対応した散乱防止対策を行うことを求めたものではない。
- 2 「散乱防止対策」とは、空き缶等の散乱防止効果があると考えられるあらゆる方法を指し、具体的には、注意看板、回収容器、灰皿、立入禁止柵等の設置やアナウンスなど、原則として土地占有者等が講ずる方法を尊重する。しかしながら、以下のような疑義が生じる場合には、対策が講じられたとの評価は行わないものとする。
 - ① 効果が期待できない（看板は設置してあるが判読が困難である、など）
 - ② 一定期間の継続性が担保できない（回収容器が耐久性の無い素材で作成されている、など）
- 3 「その効果が十分に発揮されるよう適正に管理しなければならない」とは、土地占有者等が行った自らの対策の効果が持続・安定的に発揮できるよう維持管理すること、また、汚損又は破損、故障、清掃等の不備、劣化、効果の遞減などが認められる場合には、修繕、メンテナンス、新たな対策の検討の要請を行うものである。

●具体的運用

- 1 本条文の内容に違反する場合は、条例第11条第3項の規定に則り、当該土地管理者等に対し是正勧告を行う。
- 2 指定区域内の土地占有者等のうち、特に民間が土地占有者等となる箇所に対策の必要があると判断される場合を除き、その区域内に行政が管理する用地等がある場合には、その箇所に指定区域内全体へ効果が及ぶ対策を講ずることが望ましい。

●留意点

当該指定区域の特性に応じた種類の対策を講ずることで、当該指定区域全体にその効果が及ぶと判断されれば、全ての土地占有者等が個々の対策を行わずとも違反とはならない。